

居宅介護支援重要事項説明書

1 箕輪町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所の概要

① 所在地およびサービス提供地域

事業所名	箕輪町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	2072400076
所在地	長野県上伊那郡箕輪町大字三日町 1372 番地 1
電話番号	(0265) 79-1516
提供地域	箕輪町全域 ※箕輪町以外の方はご相談ください

② 職員体制

職名	人数	業務内容	備考
管理者	1名	事業所の統括	主任介護支援専門員
介護支援専門員	7名	居宅サービス計画作成	管理者、兼務を含む
事務員	1名	保険請求事務等	兼務

③ 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日・但し国民の祝日と12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
緊急時	担当介護支援専門員が携帯電話にて24時間対応

2 申し込みからサービス提供までの流れと介護支援専門員の主な業務内容

- ① 箕輪町地域包括支援センターより、居宅サービス計画書（以下ケアプラン）の作成依頼があります。
- ② 担当の介護支援専門員が、アセスメント（聞き取り調査）に伺います。課題分析票は全国社会福祉協議会方式等を使用します。利用者とその家族の希望や状況等を考慮してケアプランを作成、サービス担当者会議を開催し、確認と同意を得ます。
- ③ サービスの提供が開始された後は、実施状況の把握と翌月の利用票を確認していただく為、月1回以上の訪問を行います。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、ケアプランの見直しと変更を行います。

3 利用料金

① 利用料

要介護認定を受けた方のケアプラン作成に係る費用は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、箕輪町の窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

<居宅介護支援費（Ⅰ）居宅介護支援（i）>

- 要介護 1・2 10,860 円 + 特定事業所加算Ⅱ：4,210 円
- 要介護 3・4・5 14,110 円 + 特定事業所加算Ⅱ：4,210 円

<加算> ※対応により下記の加算を算定させていただきます

- 初回加算：3,000 円
- 退院退所加算：4,500～9,000 円
- 入院時情報連携加算Ⅰ：2,500 円
- 入院時情報連携加算Ⅱ：2,000 円
- 通院時情報連携加算：500 円
- ターミナルケアマネジメント加算：4,000 円

② 交通費

箕輪町にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。（自動車を利用した場合は1km当たり40円で積算した額）

4 基本方針と特徴

- ・「意思と人格」を最大限に尊重することを基本に、常に利用者の立場に立ったケアプラン作成のお手伝いをいたします。
- ・箕輪町で安心して生活を送ることができるよう、介護保険のサービス調整に留まらず、地域の様々な社会資源を駆使し、適切な支援をいたします。
- ・提供される居宅サービスが、特定の種類又は事業者に偏ることのないよう公正中立に事業を実施いたします。
- ・利用者は複数の居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができます。また、ケアプランに位置付けた当該事業所の選定理由の説明を求めることができます。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- ・共に考え、寄り添い、心が通う支援ができる介護支援専門員を目指し、研修の機会を設け自己研鑽に努めます。

5 事故発生時の対応

当事業所の責任の有無に関わらず、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼす事故等が発生した場合は、家族及び関係機関と連絡をとりながら適切に対応します。

6 相談・苦情窓口

- ① 利用者からの相談、苦情等に関する窓口を以下のとおり開設しております。提供したサービスに係る相談、苦情に迅速かつ適切に対応いたします。

開設場所	社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
開設日時	月曜日から金曜日（午前8時30分～午後5時15分）
対応方法	電話・FAX・郵便・面談 等
電話番号	電話 0265-79-1516 F A X 0265-79-6770
担当者名	星野 美雪 (箕輪町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所管理者)

- ② 上記以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◎ 箕輪町役場 福祉課 高齢者あんしん係

電話 0265-70-6622 F A X 0265-70-6699

◎ 長野県国民健康保険団体連合会

電話 026-238-1580 F A X 026-238-1581

*受付時間 月曜日から金曜日（午前8時30分～午後5時15分）

7 医療機関等との連携

利用者の主治の医師又は医療機関との間において、疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。また、入院した場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、医療機関に当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えてください。（医療保険証、お薬手帳等に担当介護支援専門員の名刺を貼付する等の対応をお願いします）

8 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施します。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9 ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が従業者に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10 衛生管理等

職場における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、契約者（利用者）に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地：上伊那郡箕輪町大字三日町1372番地1
名称：社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会
説明者：所属 居宅介護支援事業所 介護支援専門員

氏名

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

【住所】

【氏名】

代理人

【住所】

【氏名】

(続柄)